

国立大学法人及び大学共同利用機関法人の役職員の給与等の水準（平成30年度）の取りまとめ
--

1. 常勤役員の報酬の支給状況（平均）

各法人の役員の報酬水準については、職務内容の特性や国家公務員指定職適用官職との比較などを考慮すると妥当であると考えている。

	平成29年度	平成30年度	対前年度差	対前年度比
	(千円)	(千円)	(千円)	(%)
法人の長	18,238	18,261	23	0.1
理事	14,391	14,479	88	0.6
監事	12,340	12,329	▲11	▲0.1

2. 常勤役員の退職手当の支給状況

- ・平成30年度中に退職手当の支給を受けた常勤役員は、42人（法人の長8人、理事31人、監事3人）で、総額約15億円が支給された。
- ・業績勘案率又は業績考慮により退職手当の額が増減（各国立大学法人等が役員の業績に応じて決定する率又は額）された役員は3名であった。

	退職役員数	支給総額	平均支給額	平均在職期間
	(人)	(千円)	(千円)	
法人の長	8	405,464	50,683	36年1月
理事	4	13,599	3,400	3年9月
	27	1,032,419	38,238	33年5月
監事	3	12,063	4,021	5年7月

注1)「理事」の欄に二段書きされているものは、平成30年度中に退職手当の支給を受けた役員について、役員としての在職期間のみを有する者の金額の総額等を上段に記載し、職員から引き続いて役員となった者について、役員在職期間に職員在職期間を通算した期間をもって当該役員の在職期間として算出した金額の総額等を下段に記載している。

注2)退職手当の支給額については、各法人における役員報酬や役員の在職期間等に応じて異なっている。

3. 職員の給与水準

- ・事務・技術職員の対国家公務員指数は 100 未満であり、引き続き適正な水準であると考ええる。
- ・医療職員（病院看護師）の対国家公務員指数は 100 を超えているが、これは国家公務員と比較し最終学歴が大学卒の者の割合が高いことや、職員構成が異なること等が原因であると考ええる。

	平均年間給与	対国家公務員指数		
	平成30年度	平成29年度	平成30年度	対前年度差
事務・技術職員	(千円) 5,926	87.6	87.5	▲0.1
医療職員（病院看護師）	5,068	101.1	100.2	▲0.9

注)「対国家公務員指数」は、国立大学法人等と国家公務員の給与の比率を国立大学法人等の年齢階層別人員構成をウェイトに用いて加重平均した指数(法人基準年齢階層ラスパイレズ指数)であり、国家公務員の給与水準を 100 とした場合の国立大学法人等の給与水準を表すものである。なお、規模の小さい法人にあつては、人事交流等による職員分布の変化によって、指数が大きく変動する場合があります。経年変化をみる上で留意することが必要である。

(参考)

	平均年間給与	対国家公務員指数		
	平成30年度	平成29年度	平成30年度	対前年度差
教育職員（大学教員）	(千円) 9,018	96.2	96	▲0.2

注)「国家公務員との給与水準の比較指標」は、法人化前の国の教育職（一）と行政職（一）の年収比率を基礎に、平成30年度の教育職員（大学教員）と国の行政職（一）の年収比率を比較して算出した指数である。

4. 人件費の状況

	平成29年度	平成30年度	前年度差
		構成比	
給与、報酬等支給総額	(千円) 888,478,095	887,031,965	▲1,446,130
退職手当支給額	68,393,334	69,015,267	621,933
非常勤役職員等給与	426,046,205	437,305,730	11,259,525
福利厚生費	188,415,298	193,333,127	4,917,829
最広義人件費	1,571,332,974	1,586,685,610	15,352,636

注1)「給与、報酬等支給総額」とは、常勤役職員に支給した報酬、給与、賞与、その他の手当の合計額である。

注2)「退職手当支給額」とは、常勤役職員に係る当該年度に支給した退職手当の支給額である。

注3)「非常勤役職員等給与」とは、非常勤役職員、臨時職員等に支給した給与、諸手当、退職手当支給額の合計額である。

注4)「福利厚生費」とは、すべての役員及び職員（非常勤等を含む。）に係る法定福利費と法定外福利費の合計額である。

注5)「最広義人件費」とは、注1から注4における各人件費の合計額である。ただし、千円未満を切り捨ててあるので、合計額は一致しない。